

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年3月20日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良地方検察庁検察官よりの への呼び出し状及び平成18年11月30日付けの処分通知に伴う報告書（用地対策課に係る分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年4月2日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人として起訴猶予処分を受けているのではなく、県の一職員としての処分である。当然呼び出し及び処分通知に伴う報告はすべきであるはずである。再度捜すこと。

2 異議申立ての理由

調停も用地対策課で担当しており、その続きとして、告訴に伴う検察庁よりの呼び出し等把握すべきであり、報告を受けるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

開示請求対象文書である「奈良地方検察庁検察官よりの への呼び出し状及び平成18年11月30日付けの処分通知に伴う報告書（用地対策課に係る分）」について、 は用地対策課に所属する職員ではなく、また、同人から用地対策課に対し当該文書（報告書）は提出されていないため存在しない。なお、実施機関の職員が検察庁から呼び出し等を受けた場合に、上司等に報告書を提出すべきであるという根拠規定は存在しない。

そのため、本件開示請求に係る対象文書については、不存在であるとして不開示決定したものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良地方検察庁検察官よりの への呼び出し状及び平成18年11月30日付けの処分通知に伴う報告書（用地対策課に係る分）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書は取得をしていないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

実施機関の説明によると、 は、用地対策課に所属する職員ではなく、同氏から用地対策課に対して、異議申立人が開示を求める報告書は提出されていないとのことである。なお、実施機関の職員が検察庁から呼び出し等を受けた場合に、上司等に報告書を提出すべきであるという根拠規定は存在しない。

そうすると、当該報告書の取得をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該報告書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年11月 7日 (第120回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成19年12月 5日 (第121回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理